自治体職員のための政策法務入門

~公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して~

第47回

代執行費用の強制徴収手続

ĵ

鹿児島大学教授

公司の記述とい

宇那木正寬

滞納処分の執行停止と 納付義務の消滅

6

ます を待って行うものではありません。 権で行われるものであって、 このうち「滞納処分をすることができる財 滞納処分の執行を停止することができ (地税法第15条の7第1項)。これは 滞納者の申請

ることによってその生活を著しく窮迫させる とができる財産がないとき、②滞納処分をす をすることができる財産がともに不明である おそれがあるとき、③その所在及び滞納処分 財産調査をした結果、 執行停止の要件 ①滞納処分をするこ

> ない場合だけではなく、 産がないとき」とは、 があるとき」とは、おおむね生活保護を受け によってその生活を著しく窮迫させるおそれ 合も含みます。また、「滞納処分をすること 取り立てが終了したが、なお徴収できない 全ての財産について換価処分あるいは債権 おそれがある場合をいいます。 差押禁止の給与程度による生活状態) なければ生活を維持できなくなる程度の状態 、国税徴収法第76条第1項第4号に規定する 当初から、 差押えの対象となる 財産が全く

本誌連載第41回~第43回を参照して下さい。

なお、督促前の徴収手続については

収手続について、第4回から解説していま ず、これが納付されなかった場合の強制徴 代執行費用の納付を命じたにもかかわら

由があります。 ことの事務手続上の負担が大きいといった理 通知を少額の滞納者に対してまで個別に行う 定の時期に集中して行われることから、その つながるとか、執行停止の事務が大量かつ一 執行停止に味を占めて再び滞納をすることに 自治体も少なくありません。その理由として、 務では、滞納処分停止の通知を行っていない 法第15条の7第2項)。 通知することが義務付けられています の効果を生じさせる法的要件とはされてい 執行停止したときには、その旨を滞納者に 確かに、この通知は、 なお、 租税徴収の (地税

いといえます。 いといえます。 いといえます。 にかし、この通知は、「滞納処分を は、代執行費用については、議会や報道機関 と、代執行費用については、議会や報道機関 と、代執行費用については、議会や報道機関 と、代執行費用については、議会や報道機関 と、代執行費用については、議会や報道機関 と、代執行費用については、議会や報道機関 と、代執行費用については、議会や報道機関 と、代執行費用については、議会や報道機関 と、代執行費用については、議会や報道機関

【地方税法】

(滞納処分の停止の要件等)

停止することができる。 き次の各号のいずれかに該当する事実が第15条の7 地方団体の長は、滞納者につ

- とき。 生活を著しく窮迫させるおそれがある (2) 滞納処分をすることによつてその
- き。 ができる財産がともに不明であると (3) その所在及び滞納処分をすること
- を滞納者に通知しなければならない。納処分の執行を停止したときは、その旨2 地方団体の長は、前項の規定により滞

3 5

(2) 執行停止の効果

【地方税法第15条の7】

3

地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収まいて、その差押えを解除しなければならなは、その差押えを解除しなければならない。

年間継続したときは、消滅する。 は納入する義務は、その執行の停止が3 停止した地方団体の徴収金を納付し、又4 第1項の規定により滞納処分の執行を

は、その免除を必要とせず、当然に消滅する執行停止決定前に発生した延滞金について

条の9第1項)。 滞金についても免除となります(地税法第15ことになります。また、執行停止期間中の延

【地方税法】

(納税の猶予の場合の延滞金の免除

第15条の9 処分の執行の停止をした場合又は事業の くは第15条の7第1項の規定による滞納 第2項において読み替えて準用する場合 分の金額の2分の1に相当する金額は、 計算される期間に限る。)に対応する部 滞金が年14・6パーセントの割合により は申請による換価の猶予をした期間 額又は当該事業の廃止等による徴収の猶 期間に対応する部分の金額に相当する金 る徴収の猶予若しくは執行の停止をした の猶予又は停止をした地方税に係る延滞 をいう。以下この項において同じ。) うち災害等による徴収の猶予以外のもの 廃止等による徴収の猶予(徴収の猶予の 15条の5の3第2項及び第15条の6の3 免除する。ただし、第15条の3第1項(第 予若しくは職権による換価の猶予若しく 金額のうち、それぞれ、当該災害等によ 請による換価の猶予をした場合には、 しくは職権による換価の猶予若しくは申 災害等による徴収の猶予若し **延** そ

長は、その免除をしないことができる。する部分の金額については、地方団体の取消しの基因となるべき事実が生じた場取消しの基因となるべき事実が生じた場

2 4 略

(3) 執行停止の取消

執行停止を行った後3年以内に、その停止、、金の停止を取り消さなければなりません(地できる財産がないとき、②滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることがあるとき、③その所在及び滞納処分をすることができる財産がといった事実がないと認めるときは、その執といった事実がないと認めるときは、その停止を取り消さなければなりません(地税法第15条の8第1項)。

教行停止処分の取消しは、停止事由が生じ 教行停止処分の取消しは、停止事由が生じ を及ぼさないため、改めて差押解除の効力に影 関定によって既に行った差押解除の効力に影 規定によって既に行った差押解除の効力に影 があります。

【地方税法】

(滞納処分の停止の取消) (滞納処分の停止の取消) (滞納処分の停止の取消) を 地方団体の長は、前条第1項第15条の8 地方団体の長は、前条第1項
者につき同項各号に該当する事実がない
と認めるときは、その執行の停止を取り
がなければならない。

(4) 納付義務の即時消滅

執行停止を行った場合において、その徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他をいことが明らかであるときには、執行停止ないことが明らかであるときには、執行停止ないことが明らかであるときには、執行停止

【地方税法第15条の7】

徴収することができないことが明らかで 執行を停止した場合において、その地方 固体の徴収金が限定承認に係るものであ るとき、その他その地方団体の徴収金を

滅させることができる。を納付し、又は納入する義務を直ちに消定にかかわらず、その地方団体の徴収金あるときは、地方団体の長は、前項の規

第153条関係の16が参考になります。あるとき」については、国税徴収法基本通達金を徴収することができないことが明らかでものであるとき、その他その地方団体の徴収

【国税徴収法基本通達第153条関係の16】

(直ちに消滅させることができる場合) (直ちに消滅させることができる場合) (直ちに消滅させることができるいことがの国税を徴収することができないことが明らかであるとき」とは、おおむね次のいずれかに該当する場合をいう。 (1)限定承認をした相続人が相続によって承継した国税を有する場合において、その相続による相続財産についてで承継した国税を有する場合において、その相続による相続財産について、その相続による相続財産について、その相続による相続財産について、その相続による相続財産について、その相続による相続財産について、その相続による相続財産について、その相続による相続財産について、その相続による場合をいとき(第153条関係2-2(2) イ及びロ(ハ)に該当する場合を除く。)。

の相続人が相続を放棄した場合におい(2) 相続人が不存在の場合又はすべて

以下この項において同じ。)。ひびロ(ハ)に該当する場合を除く。及びロ(ハ)に該当する場合を除く。

(3)解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みが全くない法人について、滞納処分の執行き、又はその所在及び滞納処分の執行き、又はその所在及び滞納処分の執行

(4)株式会社又は協同組織金融機関等について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律による更生計画が認可決定された場合において、更正又は決定の遅延等により未納の国税及び滞納処分費を更生債権として期日までに届け出なかったために更生計画により認められず、会社更生法第204条《更生債権等の免責等》又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第125条《更生債権等の免責等》等の規定によりその会社が免責する法律第125条《更生債権等の免責等》等の規定によりその会社が免責

なお、納付義務の即時消滅について滞納者

されたとき



•

(1) 徴収停止

き、 法施行令第171条の5)。 強制執行の費用を超えないと認められると 制度として徴収停止があります。 要した費用のように行政上の強制徴収が認め てに要する費用に満たないと認められると れに類するとき、③債権金額が少額で、 の費用をこえないと認められるときその他こ かつ、差し押えることができる財産の価額が 将来その事業を再開する見込みが全くなく は、①法人である債務者がその事業を休止し、 られない債権についても執行停止に類似する し押えることができる財産の価額が強制執行 空家法第14条第10項に基づく略式代執行に ②債務者の所在が不明であり、かつ、差 にはその徴収を停止する制度です 徴収停止と (自治 取立

【地方自治法施行令】

(徴収停止)

第171条の5 を除く。)で履行期限後相当の期間を経 は、 過してもなお完全に履行されていないも 適当であると認めるときは、以後その れを履行させることが著しく困難又は不 のについて、次の各号の一に該当し、 全及び取立てをしないことができる。 (1) 法人である債務者がその事業を休 が全くなく、かつ、差し押えることが こえないと認められるとき。 できる財産の価額が強制執行の費用を 止し、将来その事業を再開する見込み 債権 (強制徴収により徴収する債権 普通地方公共団 体 の 长

(3)債権金額が少額で、取立てに要す強制執行の費用をこえないと認められ強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき、

(2) 履行延期の特約等

る費用に満たないと認められるとき。

資力又はこれに近い状態にあるとき、②債務ます。履行延期の特約等とは、①債務者が無ては、履行延期の特約又は処分の制度がありまた、強制徴収が認められない債権についまた、強制徴収が認められない債権につい

これは債権の法的性格とそれに伴う債務者か よるものです。債務者からの履行延期の申 らの申出に対する行政庁の応答形式の違いに 行政行為)により、履行延期を認めるのですが、 との違いについて説明します。 条の6)。なお、履行延期の「特約」と「処分 とができる制度です は、 することがやむを得ないと認められるときに することが困難であるため、 況により、 困難であり、 者が当該債務の全部を一時に履行することが な違いはありません。 を認めるという点において、 約」で、公法上の債権については「処分」(= ない債権のうち、私法上の債権については「特 いて災害、盗難その他の事故が生じたことに 有利であると認められるとき、

③債務者につ 履行延期の特約を結び、 債務者が当該債務の全部を一時に履行 履行期限を延長することが徴収上 かつ、その現に有する資産の (自治法施行令第171 履行期限を延長 又は処分するこ いずれも実質的 強制徴収でき

【地方自治法施行令】

(履行延期の特約等

当する場合においては、その履行期限をを除く。) について、次の各号の一に該は、債権(強制徴収により徴収する債権第171条の6 普通地方公共団体の長

妨げない。を適宜分割して履行期限を定めることをる。この場合において、当該債権の金額延長する特約又は処分をすることができ

態にあるとき。

2

- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に の現に有する資産の状況により、履行 の現に有する資産の状況により、履行 ると認められるとき。
- $\widehat{4}$ (3) 債務者について災害、 該債務の全部を一時に履行することが 還金に係る債権について、 ことがやむを得ないと認められるとき。 困難であるため、 当該債務の全部を一時に履行することが の事故が生じたことにより、 困難であり、 意を有すると認められるとき。 損害賠償金又は不当利得による返 かつ、 履行期限を延長する 弁済につき特に誠 債務者が当 盗難その他 債務者が
- (5)貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1

困難であるとき。 の債務の全部を一時に履行することが しく困難であるため、当該債務者がそ 当該第三者に対する貸付金の回収が著

- 普通地方公共団体の長は、覆行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他のた限金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきもという。)に係る債権は、徴収すべきもという。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(3)債務の免除

いて、 とができます(自治法施行令第171条の7 において、なお、 第1項)。この場合において、議会の議決 権及びこれに係る損害賠償金等を免除するこ る見込みがないと認められるときは、 近い状態にあり、 ため履行延期の特約又は処分をした債権につ 治法第96条第1項第10号) (同条第3項) 債務者が無資力又はこれに近い状態にある 当初の履行期限から10年を経過した後 かつ、弁済することができ 債務者が無資力又はこれ は必要ありません 当該債

【地方自治法施行令】

(免除

第171条の7 ものについて準用する。この場合におけ とに基づいて当該履行延期の特約をした 者が無資力又はこれに近い状態にあるこ 付金に係る債権で、同号に規定する第三 げる理由により履行延期の特約をした貸 る損害賠償金等を免除することができる。 められるときは、当該債権及びこれに係 弁済することができる見込みがないと認 が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、 年を経過した後において、なお、債務者 行延期の特約又は処分をした日)から10 の特約又は処分をした場合は、最初に履 履行期限 特約又は処分をした債権について、当初の はこれに近い状態にあるため履行延期の 条件としなければならない。 に対する貸付金について免除することを る免除については、債務者が当該第三者 前項の規定は、 前条の規定により債務者が無資力又 (当初の履行期限後に履行延期 普通地方公共団体 前条第1項第5号に掲 .. の 長

2

3 普通地方公共団体の議会の議決は、これ を要しない。 前2項の免除をする場合については

【地方自治法】

第 96 条 掲げる事件を議決しなければならない。 普通地方公共団体の議会は、 次に

- $\begin{array}{c}
 1\\
 5\\
 \hline
 9
 \end{array}$
- <u>10</u> ほ は条例に特別の定めがある場合を除く 法律若しくはこれに基づく政令又 権利を放棄すること。

(13) 舩津・前掲注

11

1229頁

(第153

11 15 略

2 略

この場合、 表示を債務者に対して行うことが必要です。 法的効果を発生させるためには、免除の意思 条)です。したがって、同項に基づく免除の にいう免除は、民法上の免除 なお、 自治法施行令第171条の7第1項 債務者の同意は必要ありません。 (民法第519

[民法]

第519条 債権は、 を免除する意思を表示したときは、その 消滅する。 債権者が債務者に対して債務

注

- 10 方財務協会、2017)413頁以下。)地方税務研究会『地方税法総則逐条解説』(地
- $\widehat{11}$ 通達逐条解説』(大蔵財務協会、2021) 舩津高歩編『令和3年版 国税徴収法基本

12 1227頁(第153条関係9の解説) 瀧康暢『自治体債権の滞納処分停止・債権 参照。

- 放棄の実務』(ぎょうせい、2018) 165 頁以下参照
- (4)舩津·前掲注(11)1229頁以下参照 条関係12の解説)参照 153条関係13の解説)。 (第
- <u>15</u> 地方税務研究会・前掲注 10 417頁。
- <u>16</u> 国税徵収法基本通達第153条関係17参照。 地方税務研究会・前掲注 (10) 415頁